

やまのうち



今月の記事

■ 広報やまのうち

- コロナウイルス特集.....(2~6)
- ふるさと寄附金特集.....(8)
- ユネスコエコパークだより.....(9)
- 健康づくり.....(12)
- 町の補助金一覧.....(16~20)
- ほか

■ 農業委員会だより.....(24)

大きくなあれ!

かえで保育園では園児の健やかな成長を願って毎年鯉のぼりを揚げています。澄み渡った青空の下、シャボン玉をふくらませて楽しむ元気いっぱいな園児達。みんな元気に大きくなあれ!

■ 第5次町総合計画基本理念 ■

住む人、訪れる人に
温もりのある郷土



自然と湯ったり...やまのうち

新型コロナウイルス感染症対策

一人ひとりができることを

中国・武漢から発生した 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の

感染は、急激に世界中に広がり、感染者数は世界全体で430万人、国内でも1万6千人にのぼっています。

国内においては、政府対策本部を中心にさまざまな対策が講じられ、町でも法律に基づく対策本部を設置し、国・県の方針に沿って対応してきました。

現在は、ピーク時に比べてわずかに改善が見られますが、未だ予断を許す状況ではなく、今後とも動向に注意する必要があります。



■感染者の情報について

新型コロナウイルス感染症対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、厚生労働省及び都道府県（保健所）が対応しています。県内の発生当初は、長野市を除き、各保健所名まで感染者の情報が公表されてきました。しかし、県民が一丸となつて行動変容や感染防止に取り組むことが重要であるとして、4月24日以降の感染者については、市町村名まで公表されることになりました。

一方、感染者のプライバシー保護の観点から、氏名や勤務先などの公表はされません。なお、町では県からの情報や指導内容について皆さまに正確にお伝えするよう努めています。町が感染者の調査を行うことはできませんので、ご承知ください。

■施設の使用停止（休業）要請について

長野県では、感染拡大防止のため、4月21日に緊急事態措置等（第2弾）を定め、キャバレー、ナイトクラブ、スポーツクラブ、パチンコ店、映画館などに対し、休業要請を行いました。

また、学校や医療機関、交通機関など社会生活の維持に必要な施設については、感染防止策を徹底するよう要請しています。飲食店等については、営業時間の短縮などを求め、観光・宿泊施設等に対しては、他県から人を呼び込まないよう、休業を検討いただくよう依頼しました。

なお、休業又は営業時間の短縮等を行った事業者には、県と市町村が連携し、協力金の支給を行っています。

■町公共施設の閉鎖（休業）について

現在、町内公共施設は、5月末までの間、一部を除き閉鎖（休業）しています。

各施設の詳細につきましては、町公式ホームページをご覧ください。か、所管課へお問い合わせください。

■役場庁舎内での対応について

役場では飛沫感染防止のため、窓口に仕切り版を設置しました。また1時間に1回の換気、職員のマスク着用、アルコールでの手指消毒を励行しています。

町民の皆さまも来庁される際はマスクの着用をお願いします。



▲仕切り版設置状況

■子育て・教育について

小・中学校につきましては、5月24日までの間、臨時休業としました。

保育園、放課後児童クラブについては、原則として登園・利用の自粛をお願いしました。

■人権侵害等の防止について

感染者や感染症について、心ないデマや噂話、誹謗中傷は、差別やいじめの発生につながり、人権侵害を及ぼすこととなります。不確かな情報には惑わされず、また自身が噂話やデマの元とならないよう注意するとともに、県や町の公表に対しては慎んでいただき、冷静な対応をお願いします。

この事態が、一日も早く収束に向かいますよう、町民の皆さまも一丸となつて取り組んでいただきますよう、あらためてご理解とご協力をお願いします。

これまでの経過

	国	長野県	山ノ内町
2月25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定	長野県内初の感染者確認（松本保健所管内）	
2月26日			庁内予防対策会議を開催（対策本部に準じた機能とする）HPによる住民への注意喚起
2月27日	全国小中高校の臨時休校を要請	新型コロナウイルス感染症対策連絡会議（北信合庁）	
2月28日			臨時校長会を開催し、3月2日からの臨時休校を決定
3月13日	新型コロナウイルス特別措置法成立、同日公布		
3月26日	政府対策本部設置	長野県対策本部設置	
3月27日			山ノ内町対策本部設置（任意設置）
4月1日			町対策本部開催、国・県の状況、各課の対応について確認
4月7日	緊急事態宣言を発令（東京都など7府県）		山ノ内町対策本部設置（法定設置）
4月11日		長野県知事メッセージ ・外出・往來の自粛 ・飲食店等の出入り自粛	町対策本部を開催、対策本部設置を報告
4月15日		長野・松本圏域に「警戒宣言」を発令（発生段階レベル2）	感染症対策・基本的対処方針を作成 町長メッセージ ・三密を避け、不要不急の外出自粛 ほか
4月16日	緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大（緊急事態措置の期間を5月6日までとする）		
4月17日		県全域に外出自粛、県境をまたいだ移動自粛要請 北信保健所管内の感染者1名確認（県47例目）	町対策本部を開催、公共施設等の閉鎖（休業）を決定 町長メッセージ ・公共施設等の閉鎖（休業）について ・宿泊客、観光客の受入れ自粛要請 ほか
4月19日		北信保健所管内の感染者4名確認（48～51例目）	
4月20日	特別定額給付金事業（1人10万円）の実施を決定		
4月21日		緊急事態措置（第2弾）として、施設の使用停止要請を行う	
4月22日		北信保健所管内の感染者2名確認（58・59例目）	
4月23日		北信圏域に「警戒宣言」を発令（発生段階レベル2）	
4月24日		感染者情報について、市町村名の公表を決定 山ノ内町において感染者1名を確認（65例目）	北信6市町村長によるTV会議で対応を確認 町対策本部開催「警戒宣言」発令について報告、施設の閉鎖について確認 町長メッセージ ・町内の感染者が確認されたことを報告 ・三密を避け、不要不急の外出自粛 ・人権侵害の防止 ほか 感染拡大防止77市町村一斉広報を実施
4月25日			県観光部と「信州の観光はお休みです」キャンペーンを実施
4月30日	新型コロナウイルス対策関連補正予算成立		
5月1日			町対策本部開催、5月31日までの施設等の閉鎖延長を決定 感染拡大防止77市町村一斉広報を実施
5月4日	緊急事態宣言延長を決定		
5月5日		緊急事態措置期間延長に伴う県の対応を決定	
5月7日			町対策本部開催、今後の対応を検討
5月9日		北信圏域の発生段階をレベル1に引き下げ、「警戒宣言」を解除	
5月14日	長野県を含む39県の緊急事態宣言解除		

新型コロナウイルス感染症 生活者・事業者支援のご相談窓口一覧表

国の事業

事業名・相談内容	給付等の内容	問い合わせ先
特別定額給付金	全国民を対象に一律 10 万円を給付。4 月 27 日時点の住民基本台帳に基づき住民登録のある市区町村へ申請。(町では 5 月 12 日より申請を受け付けています。)	特別定額給付金コールセンター (0120-260020) 町総務課企画係 (33-2517)
持続化給付金	中小企業やフリーランスを含む個人事業主を対象に事業収入が前年同月から半減した場合、法人最大 200 万円、個人最大 100 万円を支給。	持続化給付金事業コールセンター (0120-115-570)
雇用調整助成金	企業が従業員を休ませた場合に支給。助成率は中小企業 4/5、大企業 2/3 で、従業員を一人も解雇しなかった場合、中小企業 9/10、大企業 3/4 を支給。	長野労働局 (026-226-0866) ハロワーク飯山 (0269-62-8609)
小学校休業等対応助成金・支援金	小学校などの休校で子どもを世話する必要がある従業員に特別な有給休暇を取得させた企業に対し、日額 8,330 円 / 人を上限に助成。個人で業務委託を受けて働く人には定額で 1 日当たり 4,100 円を助成。	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター (0120-60-3999)
住居確保給付金	勤務先のないやむを得ない休業や自宅待機で収入が減り、住居を失う恐れがある方などを対象に家賃相当額を支給	まいさぼ飯山 (0269-67-0269)
緊急小口資金	休業したり、収入が減ったりした人が当面の生活費を借りられます。3 月以降、特例で最大 20 万円に引き上げられ、返済期限も 2 年以内に延長。	山ノ内町社会福祉協議会 (33-1105) 長野県労働金庫・中野支店 (26-0222)
生活福祉資金貸付制度 (総合支援資金)	失業などで日常生活の維持が困難な人に対し、2 人以上の世帯に最大月 20 万円、単身世帯につき 15 万円を貸し付け。(無利子、保証人不要)	山ノ内町社会福祉協議会 (33-1105)
無担保低利融資	直近 1 カ月の売上高が前年または前々年同期比 5 % 以上減少するなどした事業者に基準金利より年 0.9% 低い金利で 3 年間無担保融資されます。	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505) 商工組合中央金庫 (0120-542-711)
給付型奨学金・授業料免除	家計が苦しくなった大学生、短大生、専門学校生などに最大月 75,800 円の給付型奨学金が支給。入学金や授業料の減免制度もあり。	各大学などの窓口または、日本学生支援機構・奨学金相談センター (0570-666-301)

県の事業

事業名・相談内容	給付等の内容	問い合わせ先
長野県新型コロナウイルス感染症対応資金	対象者 売上高が前年同期比 5 % 以上減少した事業者等 限度額 3,000 万円 (設備資金と運転資金の合計)	北信地域振興局・商工観光課 (23-0219)
経営健全化支援資金 (新型コロナウイルス対策)	対象者 売上高が前年同期比 15 % 以上減少した事業者等 限度額 設備資金 6,000 万円、運転資金 8,000 万円	北信地域振興局・商工観光課 (23-0219)
飲食・サービス業等 新型コロナウイルス対策応援事業	テイクアウトや宅配などサービス事業者等がグループで行う事業の多角化等に向けた新たな取組を支援 (補助率: ハード事業 9/10 以内、ソフト事業 10/10 以内、上限額 300 万円)	県産業労働部営業局 (026-235-7248・7249)
新型コロナウイルス発生事業所経営支援事業	県または長野市が従業員等の感染について公表した事業所が一時閉鎖した場合に、閉鎖期間中の人件費の一部を支援 (上限額: 1 人 12,495 円 / 日、事業所当たり上限額 100 万円)	県労働雇用課 (026-235-7201)
従業員の休業等についての相談	従業員の休業等についての相談	長野労働局 雇用環境・均等室 (026-223-0551) 休業要請に関わる県の相談窓口 (026-235-7945)

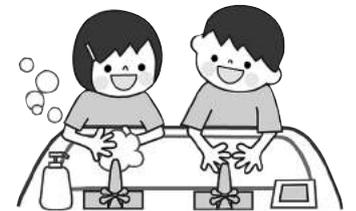
町の事業

事業名・相談内容	給付等の内容	問い合わせ先
傷病手当金の支給	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者（国民健康保険・後期高齢者医療保険）に対する傷病手当金を支給。	町健康福祉課（33-3116）
納税相談	固定資産税及び町県民税等の納税について、申請に基づき、延滞金なし無担保にて、1年間の徴収を猶予。 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料については申請に基づき一部が減免されます。	町税務課 収納係（33-3118） 町健康福祉課 医療保険係（33-3116） 町健康福祉課 介護保険係（33-8411）
制度資金の利子補給等	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一定以上の売上高減となっている町内の事業者が県または町の融資制度を利用した場合、一部資金について令和3年度末まで全額利子補給を実施。	町観光商工課（33-1107）
総合窓口	感染症対策本部、国・県の状況ほか	町危機管理室（代表 33-3111）

※現在特別定額給付金の受付を行い、順次で指定の口座へ振込手続きを行っております。この給付金は新型コロナウイルス感染症による経済の落ち込みを回復すべく国から国民へ支給されるものです。町民の皆さまには地域活性化のためにもこの給付金を町内で消費していただけたら幸いです。

保育園・小中学校の相談

小・中学校の休校について	町教育委員会（33-1102）
保育園・児童クラブについて	町健康福祉課（33-3116）



新型コロナウイルス感染症相談窓口

相談内容	問い合わせ先
一般の相談	県保健・疾病対策課（026-235-7277、026-235-7278） 町健康福祉課（33-3116）
外国人向け相談	NAGANO 多言語コールセンター（0120-691-792）
聴覚障がい者向け相談	県保健・疾病対策課（FAX 026-403-0320）
発熱など有症状者（県内各保健所に対応します。）	北信保健所（0269-62-6104）

新型コロナウイルス感染症対策についてインターネットによる国・県の情報は以下を参考にしてください。

総務省 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/index.html

（各省庁へリンクしています。）

長野県 <https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

こちらのQRコードからも
アクセスできます



総務省



長野県

感染拡大を予防する新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、周囲に感染を拡大させないことも重要です。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要です。

5月4日、専門家会議の提言を受け、「新しい生活様式」の実践例が示されました。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいかなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

令和2年度税制改正のお知らせ

問 税務課課税係 ☎ 33-3118

地方税法が令和2年3月31日に一部改正され、4月1日から施行されたため、町の税条例も同日に改正しました。主な改正内容等を紹介します。

○個人所得課税(令和3年度住民税から適用)

1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置
一定の要件を満たす場合は、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除
2. 寡婦(寡夫)控除の見直し
寡婦に寡夫と同じ所得制限を設定。さらに、子ありの寡夫の控除額が、子ありの寡婦と同額に

寡婦控除(女性)

【改正前】

配偶者関係			死別		離別	
本人所得(合計所得金額)			500万以下	500万超	500万以下	500万超
扶養親族	有	子	30万	26万	30万	26万
		子以外	26万	26万	26万	26万
	無		26万	—	—	—

【改正後】

配偶者関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得(合計所得金額)			500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下
扶養親族	有	子	30万	—	30万	—	30万
		子以外	26万	—	26万	—	—
	無		26万	—	—	—	—

寡夫控除(男性)

【改正前】

配偶者関係			死別		離別	
本人所得(合計所得金額)			500万以下	500万超	500万以下	500万超
扶養親族	有	子	26万	—	26万	—
		子以外	—	—	—	—
	無		—	—	—	—

【改正後】

配偶者関係			死別		離別		未婚のひとり親
本人所得(合計所得金額)			500万以下	500万超	500万以下	500万超	500万以下
扶養親族	有	子	30万	—	30万	—	30万
		子以外	—	—	—	—	—
	無		—	—	—	—	—

○国民健康保険税

1. 課税限度額の見直し

	基礎課税分(医療分)	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
改正前	61万円	19万円	16万円
改正後	63万円	19万円	17万円

2. 低所得者の負担軽減措置の見直し

	5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額	2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額
改正前	28万円	51万円
改正後	28.5万円	52万円



○資産課税

1. 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応
現に所有している者(相続人等)の申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度の拡大
2. 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長

ふるさと納税 「“オラ”のふるさと応援賞」 ご寄附ありがとうございました

問総務課友好交流係 ☎ 33-3111

2019年4月から2020年3月末までに町に寄せられたふるさと寄附金総額は、249,229,096円(寄附件数5,376件)でした。ご寄附いただいた皆さまのご厚意に感謝し、有効に活用させていただきます。また町の魅力を知っていただき、より多くの皆さまにご協力をいただけるよう周知していきます。町外のご親戚やご友人の皆さまにもぜひご紹介ください。

ご寄附いただいた方には感謝の気持ちを込めて、町の特産品や農産物など、お礼の品をお送りします。

【2019年度お礼の品人気 TOP 5】

- 1位 山ノ内町町内宿泊補助券(6枚) 922件
- 2位 玉村本店志賀高原ビール 24本セット 781件
- 3位 志賀高原スキー場共通リフト券(2日券) 574件
- 4位 山ノ内町町内宿泊補助券(2枚) 399件
- 5位 玉村本店志賀高原ビール6本セット 354件



【数量限定フルーツお礼の品人気 TOP 5】

- 1位 種なし巨峰 5P 297件
- 2位 もも(白鳳) 約5kg 296件
- 3位 もも(白鳳) 約2kg 292件
- 4位 シナノスイート丸秀品 約5kg 202件
- 5位 川中島白桃 約2kg 201件



【掲載しているふるさと納税サイト】

- ふるさとチョイス
→ <https://www.furusato-tax.jp/city/product/20561>
- 楽天ふるさと納税
→ <https://item.rakuten.co.jp/f205613-yamanouchi/c/0000000102/>
- ふるなびふるさと納税
→ <https://furnavi.jp/Municipal/Product/Search?municipalid=902>

【お申し込み手続きについて】

インターネットより寄附お申し込みいただくとクレジットカードやその他便利な決済方法での寄附金納入が可能です。町ホームページに詳細などを掲載していますのでご覧ください。



また、ご不明点などは電話、Eメールにてお問い合わせください。

〒381-0498 長野県下高井郡山ノ内町大字平穩 3352-1

山ノ内町役場総務課友好交流係

☎ 0269-33-3111 ☎ 0269-33-4527 E-mail yukou-kouryu@town.yamanouchi.lg.jp

☆4月に寄附いただいた方504件(敬称略) 寄附金総額8,732,000円(4月末到達分)了承を得た方のみ下記に掲載させていただきます。ありがとうございました。

土岡小中押藤山若阿山渡永平井大飯星吉田下安小布上永久渡櫻
屋光沢嶋山原本山部下邊井山出森島野元尻田田林施杉池保邊井

孝政綾徹直博悠剛行裕優丈響浩浩淳朋裕勇純広義宏秋翼満史徹
一和人史男之晴文二子幸太一汜明則人

山柴小花黒野岡佐遠深森小田望柏荒近高渋松駒吉長樋齋鮎高酒
口原森井須村本藤藤村本林村月倉木藤須谷中津崎橋口藤川瀬井

聡賢利克俊正敬寿恵宣芳達威拓秀勇卓裕健健和寛学直崇竜亮亮
彦一彦之光明太彦子也夫男一哉克人郎司二宜人祐太



ユネスコエコパークだより

志賀高原ユネスコエコパークセミナーにご参加ください

ユネスコエコパークは『自然と人の調和と共生』を目的としたユネスコのプログラムです。このプログラムは自然環境や生態系を保全しつつ、これらを持続可能な方法で活用し、人間社会と自然環境の調和を維持していく取り組みです。

志賀高原ユネスコエコパークは山ノ内町・高山村・嬭恋村・草津町・中之条町の5町村からなる地域で、山ノ内町のほぼ全域が**※核心地域・緩衝地域・移行地域**のいずれかに登録されています。

今年度のセミナーは、地域の魅力や可能性の再発見とともに、町外エリアでの活動も予定しています。また、気候変動に伴う自然環境の変化や農業・観光に及ぼす影響などについても考え合いたいと思います。セミナーにぜひご参加をお願いします。



▲昨年度セミナー『自然探勝コース』環境学習



▲昨年度セミナー『志賀高原のイワナ』講演会

セミナーの内容

※各セミナーの日程は現在調整中です。

『地域資源を生かした地域・観光振興(一茶の散歩道)』

江戸時代、小林一茶が当地の温泉を訪れ、温泉に親しみ、句を作るとともにこの地の門人を指導しました。温泉と俳句文化という歴史を背景に、地域・観光振興として「一茶の散歩道」が整備されてきた取組みを学びます。一茶由来の場所を訪ね実際に一茶の散歩道を歩いて学びます。

『奥志賀溪谷(滝めぐり)』
緩衝地域にある奥志賀溪谷は滝めぐりコースとして有名です。グリーンタフの河床を流れる雑魚川、周囲はブナ林、河原には湿地林が広がります。実際にコースを歩き、専門ガイドから自然環境について学びます。

『万座温泉に学ぶ』

同じ志賀高原ユネスコエコパークを構成する嬭恋村万座温泉の自然を観察し施設見学などから『万座温泉』を学びます。初めて町外の場合、嬭恋村の方と合同で学ぶセミナーです。

『(仮)気候変動と志賀高原』

気候変動にともない、志賀高原の自然環境はどのように変わるのか、観光や農業にどんな影響があるのか等、関心は高いものがあります。最新の研究成果をふまえた講演をお聞きし、参加者の皆さんと一緒に考えます。

※核心地域

志賀山を中心とした大沼池や四十八池湿原を含む保護すべき地域

緩衝地域

教育やエコツーリズムなどに利用できる地域

移行地域
緩衝地域の外側の地域で、自然環境に配慮した社会的・経済的発展を推進する地域

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、内容を変更する場合があります。日程と併せてお知らせしますので広報伝言板やユネスコエコパークのフェイスブックをご覧ください。

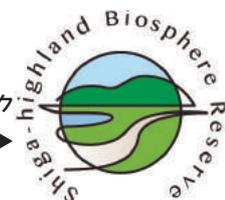
① ユネスコエコパーク推進室
☎ 33-11107



フェイスブックはこちらから！

志賀山と四十八池湿原をイメージしています

志賀高原ユネスコエコパーク
オリジナルロゴマーク▶



職員採用試験

山ノ内町職員を募集します

令和3年4月に採用する町職員を次のとおり募集します。

受験を希望される方は、役場に用意してある試験申込書を提出してください。町のホームページからもダウンロードできるのでご利用ください。

町職員として、明日の山ノ内町を創る意欲とやる気にあふれる方の申し込みをお待ちしています。

1. 採用の対象となる職種区分および採用予定人員

職種等 一般行政職（上級）、保健師、保育士 それぞれ若干名

2. 受験資格

山ノ内町に居住していること、または居住することを条件とします

募集職種	採用予定人員	受験資格年齢	第一次試験		受験申込受付期間
			科目	日時	
行政上級	若干名	大学卒業者および大学卒業程度の学力を有する者で、平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者	教養試験 職場適応性検査	7月12日(日)	持参の場合 5月11日(月)～ 6月11日(木) 郵送の場合 6月11日(木)必着
保健師	若干名	保健師の資格を有する者(令和3年3月までに当該免許を取得する見込み者を含む)で、昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者	専門試験 職場適応性検査		
保育士	若干名	保育士の資格を有する者(令和3年3月までに当該免許を取得する見込み者を含む)で、昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者	専門試験 職場適応性検査		

ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp>

受験申し込み・問い合わせ先 総務課庶務文書係 ☎33-3111

令和3年度税務職員を募集します

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

受験を希望される方は申し込みホームページからお申し込みください。

募集職種	採用予定人員	受験資格年齢	第一次試験		受験申込受付期間
			科目	日時	
国家公務員(税務)	受験案内をご覧ください	令和2年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校卒業見込みの者、または、人事院が前述に掲げる者に準ずると認める者となります。	教養試験 適正試験 作文試験	9月6日(日)	原則インターネット申し込み 6月22日(月)～ 7月1日(水)

申し込みホームページ <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

問い合わせ先 信濃中野税務署 ☎0269-22-3151

新型コロナウイルス感染症に便乗したサギに注意!

新型コロナウイルスに便乗したサギが全国で多発しています。特に、特別定額給付金に関する相談が多く見られます。

話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMS・SNSなど少しでも不審に思ったら反応せず早めに相談しましょう。

全国の消費生活相談窓口には多くの新型コロナウイルス感染症関連の相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたら早めに相談しましょう。

【主な手口】

- 特別定額給付金の代行申請業務を行う団体を名乗る人物から電話で個人情報や口座情報を聞かれた。
- 特別定額給付金とマイナンバーの申請代行をすると電話があった。

特別定額給付金の給付にあたり町や総務省が次のことを行うことは絶対ありません。

- 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること。
- 受給にあたり、手数料の振込みを求めること。
- メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること。

行政から委託されたという業者からの怪しい電

【そのほか新型コロナウイルスに便乗したトラブル】

- 息子の名を名乗り「会社の上司に借りたお金を代わりに返してほしい」と電話があり、上司から「新型コロナウイルスで困っているのだからお金を返してほしい」と頼まれ、現金を渡した。
- 「マスクが購入できる」というSNSの書き込みを見て通販サイトで申し込んだが届かない。
- 行政機関の新型コロナウイルス対策室を名乗り、個人情報聞き出す不審な電話を受けた。
- 大手薬品会社名で新型コロナウイルス又治療薬に関する書類が届き、後日電話で社債の購入代金の支払いを求められた。



長野県では自転車損害賠償保険等への加入が義務です!

自転車は、日常生活からレジャーまで幅広い年代に利用される一方で、重大な事故が後を絶ちません。

長野県では、「安全・安心な県民生活の確保」と「自転車の利用促進」を基本理念とする『長野県自転車安全で快適な利用に関する条例』を制定しました。

この条例により令和元年10月から、事故の相手方の生命や身体の損害を補償するための保険(自転車損害賠償責任保険等)への加入が義務化とされました。

まだ自転車の保険に加入していない場合は保険への加入をお願いします。

- 共済
- TSマーク付帯保険
- クレジットカードの付帯保険

〈業務中での賠償責任保険等〉(事業者向け)

- 施設所有者賠償責任保険
- TSマーク付帯保険

【自転車の安全利用はできていますか?】

自転車も車両です。交通ルールを守らないと大ケガにつながる可能性があります。交通ルールを再確認し、安全に利用しましょう。

○事故の被害を軽減するため、ヘルメット等を着用しましょう

○「シェア・ザ・ロード」の精神で自動車も自転車も思いやりの気持ちに努めましょう。

健康福祉課住民環境係
☎ 33・3116

- 【自転車損害賠償保険等の種類】
- 日常生活等での賠償責任保険等(個人向け)
 - 自転車向け保険
 - 自動車保険の特約
 - 火災保険の特約
 - 傷害保険の特約
 - 会社等の団体保険
 - PTAの保険

血管を守ることで、感染症に負けない体づくり！！

基礎疾患があると致死率は10倍以上！

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しています。感染した場合、基礎疾患がある方は持病なしの方に比べ最大10倍以上の致死率であることが最近の研究の結果判明してきました。(新型コロナウイルス感染症治療の手引きより)

持病なし	0.9%
高血圧	6%
糖尿病	7%
心血管疾患	10.5%

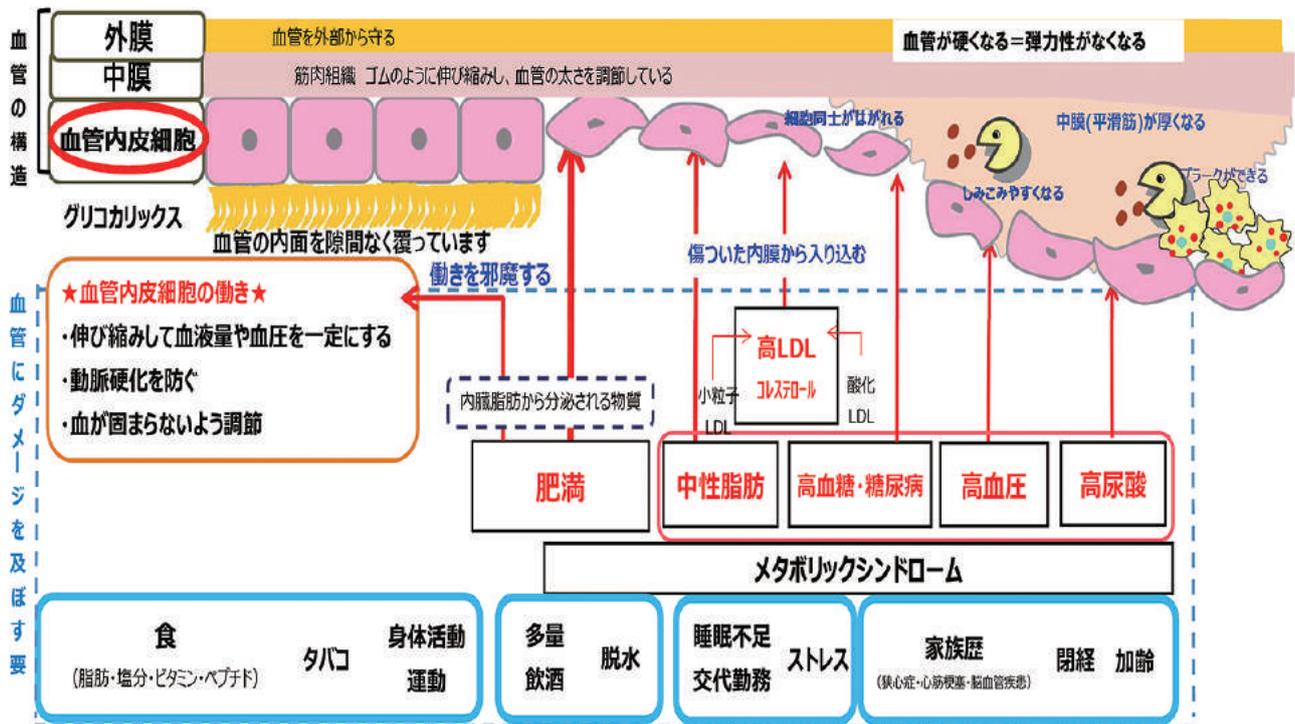


「生活習慣予防＝血管(血管内皮細胞)を守る」で重症化を予防！

新型コロナウイルスの感染により、血管内皮細胞が傷んだり死滅したりすることで、心臓や肺、腎臓などさまざまな臓器が影響を受け、重症化することが分かってきました(医学誌 the Lancetより)。

★血管内皮細胞は生活習慣病によってダメージを受けます。生活習慣病の発症・重症化の予防が大切です！

▼血管内皮細胞と生活習慣病の関連



食事や運動、睡眠などの生活習慣や適切な治療を継続することで、生活習慣病の発症や重症化を防ぎ、血管を守ることで、感染症に負けない体づくりを心掛けましょう！

感染拡大防止のため、手洗いや咳エチケット、人と人との接触を減らすことなど、一人ひとりが感染予防に努めましょう！

後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率の見直しにより令和2年度および3年度保険料率が、次のとおり改定されました。
 保険料額は6月下旬に決定し、7月以降に町から決定通知書をお送りします。

このように変わりました

	均等割額	所得割率	年間保険料 限度額
改定前	40,907円	8.3%	62万円
改定後	40,907円	8.43%	64万円

保険料の計算方法

均等割額※1

被保険者
1人あたり
40,907円

+

所得割額※2

賦課のもととなる
所得金額
×
8.43%

=

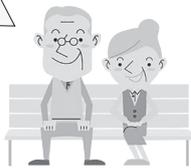
年間保険料額

(限度額64万円)

※1 均等割額…加入者全員で負担する金額。

※2 所得割額…前年の所得に応じて負担する金額。

保険料は後期高齢者医療制度を支えるためのもので、ご理解とご協力をお願いします。



健康福祉課医療保険係
☎ 33・3116
長野県後期高齢者医療
広域連合
☎ 026・229・5320

〔低所得世帯の均等割額の軽減〕
世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額の合計額が一定の基準を下回っている場合には保険料の均等割額が軽減されます。
今年度からは次のとおり見直されました。

保険料の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額を合計した額	軽減割合 (軽減後の均等割額)	
	令和2年度	令和3年度
33万円※3以下の場合	7.75割軽減 (9,204円/年)	7割軽減 (12,272円/年)
33万円※3で世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合	7割軽減 (12,272円/年)	
33万円※3 + (28.5万円×世帯の保険者数) 以下の場合	5割軽減 (20,453円/年)	
33万円※3 + (52万円×世帯の保険者数) 以下の場合	2割軽減 (32,725円/年)	

※3 町県民税の基礎控除額。平成30年度税制改正により令和3年度からは43万円になります。

ワンポイント介護予防

～運動～

介護支援情報

最近、少しの段差でつまづくことはありませんか？誰でも年を重ねると筋力が衰えます。筋力が衰えることでふらつきが多くなり、時には転倒につながり骨折する可能性があります。

また、筋力が衰えることに加えて活動量や認知機能が低下することで、介護状態に近づくことがあります。高齢期は一人ひとりの体力や健康課題などの個人差が大きくなり、元気で過ごすためには筋肉を維持することが大切です。

今回、介護予防教室で行っている体操をいくつか紹介しますので、無理のない範囲で行ってみてください。介護予防教室への参加もお待ちしています。

自宅でできる体操

- いすに座り、首を左右に回す。
- いすに座り、太ももの間にクッションをはさみ、力を入れたり緩めたりする。
- いすに座って腕を伸ばし、手を握ったり、開いたりする。

歩くときにできること

- 少し目線を上にして遠くを見て歩く
- いつもより少し歩幅を広くして歩く
- 腕をふる時に少し手の平を前に向ける

～60歳以上の方を対象とした介護予防教室（運動）のご案内～

教室名	場所	日程	利用料
ごろりんシェイプ (ストレッチ体操)	地域福祉センター 3階洋室	月1回 10:00～11:30 (第4木曜日)	300円/回
美ウォーカー (ノルディックウォーキング)	やまびこ広場	月1回 9:30～11:30 (第2火曜日)	



※参加にはお申し込みが必要です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現在は中止としています。再開が決まり次第お知らせします。

健康福祉課 介護支援係（地域福祉センター内） ☎ 33-8412

イベント中止情報

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に伴うイベント中止情報です。詳細については各担当にお問い合わせください。

5月14日現在

開催日(予定日)	イベント名	開催場所	問い合わせ先
6月14日(日)	消防ポンプ操法大会・ラップ吹奏発表会	上林チェーンベース	消防課消防防災係 ☎ 33-3119
8月上旬	夏まつり山ノ内どんどん	やまびこ広場	夏まつり山ノ内どんどん実行委員会(総務課企画係) ☎ 33-3111
8月	2020志賀高原カレッジコンサート	志賀高原総合会館98	志賀高原カレッジコンサート実行委員会(観光商工課観光商工係) ☎ 33-1107
9月中～下旬	ABMORI 2020	志賀高原(蓮池)	ABMORI実行委員会(農林課) ☎ 33-3112

こんにちは！移住定住推進室です。

新緑美しい季節になりました。
今月はこれから家を設けようという方にぜひ活用していただきたい町の制度をご紹介します！

町では、町内にマイホームを取得する方の、取得に関する経費の一部を補助しています。



【要件】

- ①町内に住宅を新築・購入・増改築する方
- ②契約日における年齢が45歳未満の方
- ③町内に住民登録を有する方または取得に合わせ住民登録を行う方
- ④取得にあたり、金融機関から償還期間5年以上、500万円以上の借り入れを行う方
- ⑤町税(地方税)を滞納していない方

下記の表が加算要件を含めた金額の内訳です。(最大150万円)

補助要件	基本金額(万円)		加算額:一律(万円)					
	対象借入 金額のうち	補助金 限度額	町内 建築業者	転入者	子育て世帯			三世代 同居・近居
					1人	2人	3人	
新築住宅等・自己居住 住宅の増改築	5%以内	50	30	20	10	20	30	30
中古住宅 (増改築を含む)	10%以内	30						

○交付実績は以下のとおりです。

- ・平成28年度 交付件数・・・21件 (内 新築9件、中古・増改築12件)
- ・平成29年度 交付件数・・・20件 (内 新築16件、中古・増改築4件)
- ・平成30年度 交付件数・・・17件 (内 新築15件、中古・増改築2件)
- ・令和元年度 交付件数・・・16件 (内 新築10件、中古・増改築6件) 合計 74件

以上、過去4年間で多くのご利用をいただいております！

これから住宅を取得される町内の方のみならず、遠方にお住いでUターン移住を検討されている家族にもお伝えいただけたらと思います！

申請を検討される方は、ぜひ一度役場内移住定住推進室までご相談ください。

○情報発信しています！

フェイスブックやInstagramで「暮らすやまのうち」と検索してみてください。

普段の暮らしや町の魅力を移住者目線で発信しています。遠方にお住いのご家族にもご案内ください。

司法書士青木事務所

〒381-0401 山ノ内町大字平穏3246-1-410
TEL : (0269) 33-1950 FAX : (0269) 33-1951
URL : aoki-jimusho.net
E-Mail : h-aoki@aoki-jimusho.net

～ 取扱業務 ～
相続・不動産取引・会社・簡裁民事訴訟
・財産管理・後見
(秘密厳守 初回相談無料)

広告

処方せん受付 広告

コトブキヤ薬局

開局時間 AM 8:30～PM 6:00
(土曜日はPM 4:00まで)
FAX 0269-33-2668 TEL 33-2254

よませコトブキヤ薬局

開局時間 AM 9:00～PM 6:00
(土曜日はPM 4:00まで)
FAX 0269-33-2668 TEL 33-2254

かかりつけ薬局をつくりましょう

知って得する！補助金一覧

町補助金・給付金について紹介します。各補助金等の詳細、申請方法等は担当係へお問い合わせください。

【総務課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
地域発元気づくり支援金 【県からの支援金】	公共的活動または地域の活性化に資する活動を営む団体に、地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して支援金を交付	下限300,000円 ハード事業：2/3以内(重点テーマの場合3/4以内) ソフト事業：3/4以内(重点テーマの場合4/5以内)	企画係 ☎ 33-3111
コミュニティ助成事業補助金	区・組などの団体またはコミュニティ組織、地域の自主防災組織等の活動に対し補助金を交付	1,000,000~2,500,000円 ※一般コミュニティ助成事業の場合	
地域活性化事業支援補助金	区または5名以上で構成する団体が実施する地域づくりの事業に必要な経費を補助	区：90%以内450,000円上限 団体：70%以内270,000円上限	
人づくり研修事業補助金	地域振興を目的に、個人は3日以上、7名以上で構成する団体は5日以上各種研修に必要な経費の50%を補助	個人：200,000円上限 団体：800,000円上限	
克雪住宅普及促進事業補助金	雪下ろしによる負担の軽減および危険防止を図るため、町内業者を利用して住宅の屋根の克雪住宅化工事を行う場合に補助金を交付	融雪型：1/5以内上限600,000円 (1/4以内上限750,000円) 自然落雪型：1/5以内上限450,000円 (1/4以内上限550,000円) 雪下ろし型：1/2以内上限80,000円 ※ () は高齢者世帯が対象	
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	町内の住宅に太陽光発電システムを設置した方に補助	太陽電池の最大出力1kwあたり30,000円(5kw・150,000円上限)	
温泉熱利用設備導入支援補助金	町内の温泉利用施設や温泉引湯住宅に温泉熱を利用した省エネルギー設備等を導入する方に補助	【事業者向け】1/3以内 (上限500,000円) 【個人向け】1/3以内 (上限100,000円)	
若者定住促進マイホーム取得等補助金	町内在住の45歳未満の者が住宅ローン(500万円以上)を利用して、住宅の新築・購入・増改築を行う場合に、補助金を交付 (注)申請前に事前申込が必要です	新築・建売住宅、増改築：借入金の5%以内(上限500,000円) 中古住宅：借入金の10%以内(上限300,000円) ※加算金(最大1,000,000円)あり	
若者定住促進家賃補助金	町内に住所を有する結婚3年以内で夫婦の合計年齢が80歳以下、かつ、夫婦の年齢がいずれも45歳以下の夫婦に、アパート等家賃の一部を補助	①月額23,000円以下 家賃等から12,000円を控除した額 ②月額23,000円超 家賃等から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額(上限27,000円)	
移住促進家賃補助金	移住を希望する50歳以下の方の町内民間賃貸住宅等(社宅等は除く)の家賃の一部を補助	同上	
空き家活用改修等補助金	町内に移住を希望する方が、空き家を購入または賃貸借し改修を行った場合、改修工事に係る経費に対し補助金を交付	対象経費の1/2以内 (上限800,000円)	
空き家家財道具等処分補助金	空き家バンク登録物件の残存する家財道具等の処分・搬出に係る経費に対し補助金を交付	対象経費の1/2以内 (上限100,000円)	
高校生通学定期券購入費補助金	鉄道および路線バスを利用し町内から通学する高校生の保護者に通学定期運賃の一部を補助	通学定期運賃の20%以内(100円未満の端数切捨)	
起業チャレンジ支援事業補助金	町内で起業する方に事務所開設等に係る経費に対し補助金を交付	事務所開設支援：対象経費の1/2以内(上限300,000円) 経営支援：対象経費の1/2以内(上限200,000円) 雇用促進：人件費の10/10以内(上限500,000円)	
テレワークオフィス開設支援事業補助金	町外企業等が町内の空き家等を活用して新たにテレワークを実施するためのオフィスを開設するための経費に補助	空き家等の購入・改修または備品購入等経費の1/2以内(上限400,000円) 空き家等および駐車場賃借料の1/2以内(月額30,000円上限、最長3年) 通信回線・通信機器使用料の1/2以内(月額20,000円上限、最長3年)	

【農林課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
電気柵購入補助金	獣害を防止するために導入する電気柵の購入費用に補助	電気柵購入費用の1/2以内、ただし100,000円上限	耕地林務係 ☎33-3112
有害獣駆除免許取得者補助金	有害獣駆除に従事する狩猟免許(網・わなに限る)を年度内に取得された方に補助	初回に限り10,000円	
	有害鳥獣駆除に携わる新規銃猟登録者に対するの補助	初回に限り30,000円	
小規模田直し事業補助金	小規模で不整形な農地(田)を3a以上の区画に拡大する工事に対し、工事費の1/3を補助(右欄上限)	3a以上10a未満 50,000円 10a以上20a未満 100,000円 20a以上30a未満 150,000円 30a以上 200,000円 暗渠排水1m当たり230円 (10aあたり100mを上限)	
農業機械導入支援事業補助金	農業用機械を購入する農業者(個人利用)および農業者団体(共同利用)に補助 ※認定農業者等の場合は加算金あり	事業費は200,000円以上を補助対象とし3/10以内で事業区分に応じた額 ※令和2年度事業の申請受付は終了しました	農業振興係 ☎33-3112
ブランド農業生産振興対策事業補助金	優良品種の早期産地化、地域ブランド生産販売推進等に必要経費に補助	事業費の1/4以内を補助(事業費10,000,000円を上限)	
元気出せ!活かせ遊休農地復活事業補助金	利用権設定(賃借)された遊休農地復活に必要な経費に対し補助	補助対象経費の1/2以内、ただし10aあたり100,000円上限	
農地流動化補助金	利用権設定や農地法の手続きにより農地を借りた農家へ補助金を交付	10aあたり上限15,000円(認定農業者の場合10aあたり上限30,000円)	
がんばる農業応援資金利子助成金	農業経営の近代化や規模拡大、運転資金等経営に関する資金をJAながの志賀高原ブロックから借入した場合、町とJAで利子助成	利子助成率1%以内(実質負担利率0.15%)	
がんばる農業就農奨励金	町内に新たに就農した担い手に就農奨励金を交付	100,000円を1回限り(条件により50,000円)	
農業次世代人材投資事業(経営開始型)事業実施主体:町	新規独立・自営就農者に対し、経営が安定するまで、前年所得に応じた額を給付	年間最大1,500,000円(最長5年間)	
新規就農者雇用支援事業補助金	町に新規就農して5年以内の方を対象に、労働力確保のために雇用する雇用人の賃金を補助	対象経費の積算により求めた額の15%以内(認定農業者および認定新規就農者は30%以内)	
6次産業化チャレンジ支援事業補助金	農業者が、生産した農産物を自らが加工し販売するための商品開発等の経費に対し補助	補助対象経費の1/2以内(委託経費は1/3以内) 商品開発支援:上限200,000円 販路拡大支援:上限300,000円	

【教育委員会】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
小中学校卒業祝金	小学校および中学校を卒業する児童・生徒に卒業祝金を支給	小学校卒業:20,000円 中学校卒業:30,000円	学校教育係 ☎33-1102
就学援助費(要保護・準要保護援助費)	小・中学校に在籍し、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者の方に、学用品費、給食費などを援助	学用品費、学校給食費、修学旅行費等、基準額を限度に支給	
特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の方に、収入状況などにより就学奨励金を支給	学用品費、学校給食費、修学旅行費等、基準額を限度に支給	
奨学資金貸付制度	高校生から大学生(専門学校生、短大生を含む)を対象に、奨学資金を貸し付け、さらに町に戻ってくる大学生等に対して償還の一部を免除	高校生:30,000円/月以内 専門学校・短大生等:55,000円/月以内 大学生:60,000円/月以内 (国公立・私立、自宅・自宅外等の条件により貸与限度額が変動)	

知って得する！補助金一覧

【健康福祉課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
福祉医療費給付金	満 18 歳に達した日以後最初の 3 月 31 日までの子ども、障がい者等、母子父子家庭等の医療費の自己負担額の一部を支給	保険内診療自己負担分から受益者負担金を控除した額 子ども（障がい児・ひとり親家庭の子どもを含む）については、病院・薬局ごと、ひと月 1 レセプトにつき、上限 500 円の窓口負担で医療を受けることができる。 (平成 30 年 8 月から)	医療保険係 ☎ 33-3116
高額療養費給付金	後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者の高額療養費を支給	限度額を超える自己負担額	
人間ドック等助成金	後期高齢者医療保険および国民健康保険加入者の人間ドック費用（病院等）に助成（受診前に申請が必要）かかった費用の 1/2 以内で右欄が上限※国民健康保険は 30 歳以上の被保険者	1 泊：25,000 円以内 日帰り：15,000 円以内 脳ドック：15,000 円以内 肺がんドック：5,000 円以内	
不妊及び不育症治療補助金	不妊および不育症治療を行っている夫婦に、保険診療一部負担金および保険適用外医療費を最長 5 年間補助	300,000 円上限 / 年 1 回	健康づくり 支援係 ☎ 33-3116
未熟児養育医療給付金	出生時の体重が 2,000g 以下であるなど、身体の発育が未熟なまま生まれたため、医師が入院を必要と認めた子どもの医療費の一部を負担	総医療費のうち保険負担分を差し引いた自己負担分の一部 (所得要件等あり)	
新生児聴覚検査費用補助金	出生後初めて実施する新生児聴覚検査費用の一部を補助	7,500 円上限	
子どもインフルエンザ予防接種費用補助金	生後 6 か月～中学 3 年生 (15 歳以下) の子どものインフルエンザ予防接種費用の一部を補助	1 回あたり 1,500 円 (1,500 円を差し引いた金額で接種できる)	
骨髄バンクドナー助成金	骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、ドナーおよびドナーが勤務する事業所に対し補助	ドナー：20,000 円 / 日 事業所：10,000 円 / 日 (ドナー・事業者とも 10 日上限)	
造血細胞移植後のワクチン再接種助成事業補助金	小児がんなどの治療を目的とした造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンによる免疫消失で、ワクチン再接種が必要とされる 20 歳未満の者に対し、再接種費用を補助	医療機関に支払った予防接種費用で、長野県医師会と契約した委託単価を上限	
人工透析患者通院費補助金	人工透析患者の通院費の一部を補助	2,000 円 / 月	
高齢者いきいき交流事業	年 3 回以上活動する 65 歳以上の方を主体とした 10 人以上の団体が、町内の温泉旅館等を利用した費用の一部を助成	1 人 1,000 円 / 年 1 回	福祉係 ☎ 33-3116
福祉乗物補助券給付事業	重度心身障がい者、高齢者および運転経歴証明書をお持ちの高齢者に対し、公共交通機関の料金の一部を補助	100 円券を月 10 枚 (年間 120 枚まで) (年齢・所得要件等あり)	
障がい者にやさしい住宅改良促進事業補助金	障がい者が生活する住宅のバリアフリー化などに係る改修費の一部を補助	630,000 円上限 (所得要件等あり)	

【健康福祉課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
児童手当	中学校卒業までの児童を養育している方に支給	1人 5,000～15,000円/月 (年齢・所得要件等あり)	子ども支援係 ☎ 33-3116
児童扶養手当	父母の離婚などで、父または母と生計を別にして18歳到達の年度末までの児童(重・中度の心身障がい児は20歳)を監護している父・母や、父・母に代わって養育している方に支給	1人目上限 43,160円/月 2人目上限 10,190円/月 3人目以降1人につき上限 6,110円/月(所得要件等あり)	
特別児童扶養手当	心身に障がいのある20歳未満の在宅の児童を監護している父母または養育者に支給	1級 52,500円/月、2級 34,970円/月(所得制限あり)	
ごみ処理容器等設置補助金	ごみ処理機および容器(コンポスト)購入費の一部を補助	電気式:購入費の2/3以内(上限50,000円) 容器:購入費の1/2以内(上限5,000円)	住民環境係 ☎ 33-3116
資源ごみ減量補助金	資源ごみの回収を実施した団体に補助	取引量10kgあたり50円	
防犯灯設置補助金	地域内に区等が設置する防犯灯の設置費の1/2を補助	500,000円上限	
猫繁殖制限手術助成費	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に要する経費の一部を補助(申請者は町内在住者に限る)	1世帯につき1回を限度 不妊手術:5,000円 去勢手術:3,000円	
高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金	高齢者が生活する住宅のバリアフリー化など大規模改修に係る費用の一部を補助	630,000円上限 (所得要件等あり)	介護支援係 ☎ 33-8411

【観光商工課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
観光振興イベント等事業支援補助金	イベント開催事業	事業費の1/2以内(上限450,000円)	観光商工係 ☎ 33-1107
	地場商品開発事業	事業費の1/2以内(上限90,000円)	
空き家等再生事業補助金	商店街団体および事業者等が実施する空き家等の再生事業の建物改修費および賃借料に対し補助	【改修】 空き家:2,500,000円上限(1回限り) 休眠スペース:1,000,000円上限(1回限り) 【貸借】 年600,000万円上限(最長3年) ※休眠スペースは家賃補助なし	
中小企業融資保証料補給金	町・県の中小企業融資を利用された方の保証料の一部または全部を補給	【町制度資金】 一般資金・創業支援資金: 4/5(1/5利用者負担) 経営安定活力資金・小企業特別小口資金:全額	
		【県制度資金】(一部を除く) 県2/5、町2/5の計4/5を補給	
町中小企業融資利子補給金	町中小企業融資を利用された方に対し利子の一部を補給	一般資金・創業支援資金・小企業特別小口資金・経営安定活力資金:借入利率の1%を最終償還まで補給	

知って得する！補助金一覧

【建設水道課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
景観づくり事業補助金	景観づくり住民協定または景観協定に向けた景観づくり団体活動に対する調査費用	補助率 1/1 上限 50,000円 (3年間に限る)	
	景観づくり住民協定を締結した協定地区および協定者が実施する景観づくり事業等に対する補助	協定者が取り組む事業：限度額 500,000円 協定地区が取り組む事業：限度額 1,500,000円	
耐震改修促進事業補助金	【耐震診断】 昭和56年5月31日以前に着手した建築物のうち、住宅、ホテル・旅館に対する町の要綱に定める耐震診断事業補助	木造住宅：全額公費負担 非木造住宅：補助対象経費の2/3以内、限度額 89,000円 ホテル・旅館：基準額の2/3以内	計画監理係 ☎ 33-3114
	【耐震改修】 住宅、避難施設、ホテル・旅館に対し、上記で実施した耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断され、一定基準を満たす工事を実施する場合に補助	住宅：補助対象経費の1/2以内、限度額 1,000,000円 避難施設：限度額 20,000,000円 ホテル・旅館（大規模を除く）：限度額 3,000,000円	
合併処理浄化槽設置事業補助金	町が定めた浄化槽処理区域において、町に居住する個人住宅の浄化槽設置工事に対して補助	5人槽：375,000円以内 7人槽：438,000円以内 10人槽：555,000円以内	下水道係 ☎ 33-3114
町民が進める町道除雪補助金	区・組等が行う町道の除雪に対し、燃料費等を補助	除雪機械ごとに算出	建設係 ☎ 33-3114

【消防課】

補助金等の名称	補助・給付内容	金額	担当係
自主防災組織補助金	各区等が組織する自主防災組織に対し、防災資機材の購入および防災知識の啓発活動に関する経費の一部を補助	資機材：購入に要した実支出額の1/2か30,000円のいずれか低い額 啓発活動：防災に関する資料作成または防災士資格の取得に要した実支出額と30,000円のいずれか低い額	消防防災係 (山ノ内消防署内) ☎ 33-3119

子ども・子育て支援 事業計画を策定

子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、未来を担う存在である全ての子どもたちの健やかな成長を支え、保護者が安心して喜びを感じながら子育てができる社会を実現するために、地域社会全体で見守り、育み、支えていくことができれば、子育てに関する施策を推進してきました。

この計画が令和元年度をもって終了したことから、このたび、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。第1期の計画を引き継ぎ、乳幼児期の保育・教育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していきます。

なお、計画の詳細は、町ホームページで公開していきますので、ご覧ください。

☎ 健康福祉課子ども支援係
33-3116

休日でも税金・料金を納付することができます

町では休日納付窓口を開設し、町税や料金等の納付を受け付けているほか、口座振替のお手続きや納付相談も行っています。
お気軽にご利用ください。

6月開設日

6日・20日 土曜日

午前9時～午後1時

7月開設日

4日・18日 土曜日

午前9時～午後1時

納付窓口 税務課収納係窓口
(役場2階)

※閉庁日のため正面入口が閉まっています。『休日・夜間通用口』からお入りください。

☎ 税務課収納係
33-3118





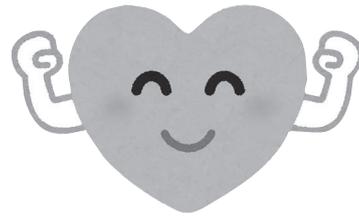
健康メモ

「いのちを支える自殺対策推進計画」を策定しました

町では、町民一人ひとりが「いのち」の大切さについて考え、支え合う中で、誰もが自殺に追い込まれることのない「誰もがいきいきと暮らせる山ノ内町」の実現を目指し、生きる支援を総合的かつ効果的に推進するため、「山ノ内町のいのちを支える自殺対策推進計画」を策定しました。計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。計画は、町ホームページに掲載しています。

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は先が見えない状況で、町民の皆さまの中にも強い不安を感じている方もいるのではないのでしょうか。

こころを穏やかにするためには【体内時計】が重要です。体内時計を整えて、こころ穏やかに過ごしましょう。詳しくは〈こころの健康維持のコツ〉と検索してみてください。



☆町ホームページ内 総務課人権政策室からのお知らせ「新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について」も参考にしてください。

(新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう～負のスパイラルを断ち切るために～)

健康福祉課 健康づくり支援係 ☎ 33-3116

こんにちは！協力隊の渡部美穂です。

山ノ内町に来て三度目の春を迎えました。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、桜まつりやゴールデンウィークの賑わいがなく、今までにない光景となりました。

不安な日々が続く中で、桜・菜の花・りんごの花など花々が順を追って景色を彩ってくれる様子にとっても心が和み、あらためて豊かな自然が身近にあることの素晴らしさに感謝する日々です。



▲プラムの花



▲スキー体験の様子

今年の冬のシーズンは山ノ内町の冬の自然の楽しさを少しでも伝えられればと思い、観光客の方へスノーシューを使った里山案内をさせて頂きました。イタリアから来たご夫婦は山ノ内町に一週間滞在し、スキー・温泉・スノーモンキーなど人気スポットを一通り満喫された後、スノーシュー体験に参加してくださいました。里山の穏やかな自然と雪歩きの楽しさに喜んで頂きました。

一日も早く日常を取り戻し、再び国内外から多くのお客様が山ノ内町を訪れてくださることを願っています。その時は山ノ内町の自然の魅力をもっと伝えられるように、日々活動していきたいと思っています。

地域おこし協力隊 渡部美穂の
アクティビティレポート
in 志賀高原ユネスコエコパーク

町の慶弔録

令和2年4月1日から4月30日までに、町に掲載希望の届け出があったものです。
(敬称略)

婚姻

氏名	地区
やなぎさわ まさとし 柳沢 正俊	佐野
さとう ゆき 佐藤 有希	上条

おくやみ

氏名	享年	地区
やまもと 山本 てる	97	湯ノ原
あべ 阿部 まち子	90	湯田中
すずき 鈴木 きう	100	寒沢
こぼやし 小林 マツエ	96	横倉
いけだ 池田 うた	98	戸狩
くろいわ 黒岩 さくのしん 作之進	79	杓野
なかむら 中村 ひとし 一士	75	湯河原

出生

氏名	保護者	地区
おざわ ゆあ 小沢 唯愛	淳史 小百合	渋
こぼやし れな 小林 令奈	憲幸 香枝	横倉
たけだ はるき 武田 悠希	知三 彩乃	穂波温泉
たばた すみれ 田畑 菫	秀哲 由佳	本郷
なかむら りつ 中村 律	廉薫 乃	乗廻

入札結果（4月分）

工事関係

入札執行日 または 落札決定日	工事名	落札者	落札額	担当課
R2.4.13	令和2年度 山ノ内町 地域福祉センター冷 温水発生機更新工事	田中設備工 業(株)	26,000,000円	健 康 福祉課
R2.4.24	令和2年度 配水管布 設替・消火栓移設工 事(本郷)	田中設備工 業(株)	1,200,000円	建 設 水道課
R2.4.24	令和2年度【令和元年 10月台風19号災害関 連・管】導水管布設替 工事	平穩土建(株)	1,300,000円	建 設 水道課

委託購入関係

入札執行日 または 落札決定日	工事名	落札者	落札額	担当課
R2.4.1	山ノ内町農業集落 排水施設維持管理 業務委託	(有)志賀プラ ントサービ ス	6,300,000円	建 設 水道課
R2.4.1	水質浄化センター維 持管理業務委託	(有)志賀プラ ントサービ ス	38,400,000円	建 設 水道課
R2.4.24	令和2年度(仮)すが かふれあいセンタ ー地質・土質調査業 務委託	(株)北信ボー リング	2,300,000円	教 育 委員会
R2.4.24	令和2年度 公用車購 入(軽トラック)	(有)山ノ内自 動車工業	1,230,000円	総務課

蟻川図書館

おすすめの本

◆郷土書
『里山・高山で見た信州の希少種』
南澤正史著 しなのき書房
進む地球温暖化、後をたたない乱獲、増
加する開発や放棄地。調査してわかった、
失われゆく長野県の自然。持続可能な自然
保護活動のため、すべてを調査してその現
状を伝える。

◆一般書
『流浪の月』 風良ゆう著 東京創元社
再会すべきではなかったかもしれない男
女がもう一度出会ったとき、運命は周囲の
人間を巻き込みながら疾走を始める。新し
い人間関係への旅立ちを描く、息をのむ傑
作小説。第17回本屋大賞受賞作。

『水曜日が消えた』 本田吉成著 講談社
僕は一週間のうち、火曜日しか生きてい
けない。一つの身体に宿った「七人の僕」。予
測不能の恋愛サスペンス。

◆児童書
『カメの甲羅はあばら骨 人体で表す動物
図鑑』 川崎悟司著 SBクリエイティブ
動物の体の一部
をヒトの体で表現
したイラストで動
物たちの体のつく
りを体感する新し
い動物図鑑。(小
学生以上大人ま
で)



※詳しくは、蟻川図書館ホームページの「新
刊案内」「利用の手続」をご覧ください。
(<http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/library/index.html>)

人口5.1現在
(住民基本台帳)

12,135人
男 5,942人
女 6,193人
前月比 -13人

5,035世帯
前月比 +3世帯

気象 4月
()は過去5年間の平均

平均気温 7.6°C (9.9°C)
最高気温平均 13.4°C (16.1°C)
最低気温平均 2.9°C (5.0°C)
降水量80.0mm (51.8mm)
平均日照時間 6時間12分 (5時間54分)

国保加入者一人
当たり支払った
医療費 3月

33,524円
前年比 +26.56%

交通事故4月
()は1月からの累計

件数 1件(9)
死者 0人(0)
傷者 1人(12)
※累計は変動します

119番情報4月
()は1月からの累計

火災 2件 (5)
救急 37件 (394)
救助 0件 (4)

『広報伝言板』
『ホームページ』も
ご覧ください

町からのお知らせ、イベント・講演会の開催、参加者等募集などは、月2回(10日頃と25日頃)発行の『広報伝言板』をご覧ください。
<http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>

相談

■携帯サイト■
携帯電話からもご覧いただけます。右のQRコードをご利用ください。
<http://mobile.town.yamanouchi.nagano.jp/>



◎職業相談

[求人申込・職業相談など]
○開設日6月2・9・16・23・30日
(毎週火曜日、祝日の場合は翌日)
9:00~12:00
▷場所 町文化センター相談室
※マスクをご持参ください。
◎観光商工課観光商工係
☎33-1107

◎心配ごと相談

6月12日(金) 9:00~12:00
土地、財産、家族の事など、どのようなことでもお気軽にご相談ください。相談無料、秘密は固く守られます。
場所 地域福祉センター健康相談室
◎地域福祉センター
☎33-8411

◎いろいろな暴力についての相談

夫やパートナーから身体的な暴力、ことばや態度による暴力等でお悩みの方はご相談ください。
◎総務課人権政策室
☎33-3111
または長野県女性相談センター
☎026-235-5710

保健衛生だより

◎健康福祉課健康づくり支援係 ☎33-3116

※新型コロナウイルス感染症の動向によっては健(検)診日程を変更する場合があります。変更となる場合は広報、町ホームページ等でお知らせします。

●健康相談

毎週 月 9:00~12:00 保健センター 全町民対象

●定期予防接種(※要予約)

法律で予防接種を行うよう努める必要があると定められているもの ※すべて予約が必要です。

6/2(火)	日本脳炎	13:00~13:20	保健センター
6/9(火)	ヒブ	13:00~13:20	保健センター
	小児肺炎球菌	13:00~13:20	
	BCG	13:00~13:20	
	日本脳炎	13:15~13:30	
6/22(月)	四種混合	13:00~13:20	保健センター
	B型肝炎	13:00~13:20	
	水痘	13:00~13:20	

※日本脳炎は集団接種のみです。日本脳炎以外の予防接種は町保健センターでの集団接種と医療機関での個別接種の選択ができます。集団接種を希望される方は健康づくり支援係へご予約ください。

●特定健診・健康診査

6/23(火)	9:00~10:30	和合会館
	13:00~14:30	
6/24(水)	12:30~13:30	保健センター

●乳房マンモグラフィ検診

6/5(金)	8:50~11:00 12:50~14:00	保健センター
6/10(水)		
6/18(木)		

※令和2年度は東部地区が対象です。
※事前予約制です。健康づくり支援係までお問合せください。

●乳幼児健康診査

会場:保健センター

6/5(金)	4か月児・7か月児	13:00~13:15
6/19(金)	3歳児	12:45~13:00

●骨検診

6/25(木) 13:30~ 保健センター(要予約)

●もぐもぐ教室

6/25(木) 9:30~11:30 保健センター

●中高医師会 休日診療所

中野保健センター内(信州中野駅前)
☎23-2255 9:00~12:00、13:30~17:00

6/7(日)	片桐医師	6/14(日)	西原医師
6/21(日)	渡辺医師	6/28(日)	小田切医師

※当番医師は変更になる場合があります。

食生活改善推進協議会

* ソーセージのラタトゥイユ *

＜材料＞ (2人分)		トマト缶	100g
ゆで大豆	40g	固形ブイヨン	1/2個
たまねぎ	50g	こしょう	少々
フランクフルト	40g	パセリ	少々

＜作り方＞

- ① たまねぎはくし切り、フランクフルトは斜めに切る。
- ② ポリ袋に①と大豆、トマト缶、調味料を入れ、全体をなじませ空気を抜いて口を結ぶ
- ③ 沸騰した鍋に入れて約20分加熱し、取り出す。最後にパセリを散らす

1人分: エネルギー 120kcal、たんぱく質 6.3g、脂質 7.1g
食塩相当量 0.8g ←減塩固形コンソメを使うと0.6gに!!

～おかずにかが～

バッククッキングに挑戦! パート2



※バッククッキングは、ポリ袋に食材を入れ湯せんで火を通す調理法。災害時に考えられた調理法だが、忙しく調理時間をかけられない時にも活用できる。



マスクの寄付をいただきました

中野市の「豊田興産株式会社」様から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公衆衛生に役立ててほしいと、マスク2,000枚を寄付いただきました。

寄付いただいたマスクは保育園や小学校等で有効に活用させていただきます。ありがとうございました。



(◀写真左、豊田興産株式会社勝山^{かつやま}取締役)



観光連盟から緊急要望書の提出がありました

町観光連盟の金子^{かねこ}会長、井出^{いで}副会長、山本^{やまもと}副会長が来庁され、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業や営業自粛で観光・宿泊業者が危機的状況にあるとして、町へ緊急要望書を提出されました。

要望書の内容では、①町が徴収する地方税の軽減、②町独自の支援金制度の検討、③会員組織維持に対する支援について検討を求められました。

町長から「観光地は訪れたお客さまが作るもの。一日も早い終息・復興に力を合わせて知恵やアイデアを出し合い、町全体が元気になるよう財政面を含め対応します。」と前向きに応じられました。

(写真左から山本副会長、井出副会長、金子会長▶)



AC長野パルセイロが来庁しました



北信地域などの市町村をホームタウンとするサッカーチームAC長野パルセイロの泊^{とまり}志穂選手 (FW) と佐野^{さの}佑樹監督が山ノ内町へ挨拶に来庁されました。選手が使用しているボールとホームタウンバナーが贈呈され、今期の活躍に対する決意表明とともに、町民の皆さまにもスタジアムでの応援をお願いされました。

新型コロナウイルス感染症の影響で開幕が未定となっていますが、ぜひ生の試合を観戦にスタジアムへお出かけください。

(◀写真左から泊志穂選手、佐野佑樹監督)